

4 . 滋賀県立農業大学校学生の学業成績評価規程

改正 昭和 62 年 4 月 1 日
昭和 63 年 4 月 1 日
平成元年 4 月 1 日
平成 4 年 4 月 1 日
平成 7 年 4 月 1 日
平成 8 年 4 月 1 日
平成 10 年 4 月 1 日
平成 13 年 4 月 1 日
平成 15 年 4 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日

(総 則)

第 1 条 滋賀県立農業大学校学則第 2 1 条に基づく成績の評価は、この規程の定めるところによる。

(評価項目)

第 2 条 学業成績の評価は、次の項目について行う。

- (1) 授業科目中、講義を主とする科目は、筆記試験やレポート等の成績のほか、出席日数、受講態度を考慮して総合的に評価する。
- (2) 授業科目中、実習およびプロジェクト学習については、出席日数、受講態度、積極性、技能修得状況とプロジェクトの計画から実行、観察、調査、考察、発表に至るまでの一連の過程において、その取り組み態度や積極性、理解度、技能や知識の修得状況等により総合的に評価する。
- (3) 授業科目中、農業体験学習については、出席日数、意欲、態度、技能や知識の修得状況、協調性等について、受入農家の意見を参考にしながら総合的に評価する。
- (4) 授業科目中、卒業論文は、内容等を審査して評価する。

(評価方法と科目の単位認定)

第 3 条 評価は、100 点法により、50 点以上を合格とし、50 点未満を不合格とする。

- 2 成績評価 50 点以上の科目についてその単位を認定する。
- 3 実習、専攻演習、プロジェクト学習、農業体験学習、卒業論文の成績評価についても同様に行う。

(筆記試験)

第 4 条 授業科目中、筆記試験によって評価を行う科目については以下の通りとする。
筆記試験は前期（4月1日～8月31日）、後期（9月1日～3月31日）の講義が終了した時点で行う。

但し、学期の途中において中間試験を行う場合がある。

- 2 成績評価が 50 点未満で不合格となった科目について、本人からの願い出により追試験を行う。
- 3 筆記試験が特別な事情により受けられなかった者に対しては、本人からの願い出により再試験を行う。
- 4 試験を受けることのできる者は、各科目ごとの授業時間数の 3 分の 2 以上出席したものでなければならない。ただし、やむを得ない理由により校長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 5 追試験は原則 1 回とし、追試験による合格の評価は可とする。
- 6 再試験も原則 1 回とし、再試験による評価は第 3 条の評価方法による。
- 7 試験時間は、50 分間とし、試験開始後 30 分を越えるまでは退室することができない。また、試験開始後 20 分を越えての入室は許可しない。
- 8 試験中不正行為のあった者については、直ちに退室を命じ、その科目の単位は認めない。また、その科目の追試験は実施しない。

(実習等の評価)

第 5 条 学期内における実習、プロジェクト学習、農業体験学習をやむを得ない理由により 4 分の 1 以上欠席した者は、校長に願い出て、休業日等に補充学習を受けることができる。

- 2 前項の規定による評価は、総合的な評価点に 4 分の 3 を乗じた点数で評価する。

(農業体験学習)

第 6 条 農業体験学習の実施にあたっては、事前に審査会を実施する。

- 2 審査会において、農業体験学習で十分成果を上げることが出来ないと判断された者については、農業体験学習を履修できない。

(欠席等)

第 7 条 授業および実習において、20 分未満の遅刻、中座、早退は 3 回をもって 1 時間の欠席とする。

2 20 分を越える遅刻、中座、早退は欠席として扱う。

3 校長が特に認めた研修、その他行事への参加のため、授業または実習等を受けられない場合は、これを出席として扱う。

(進級及び卒業)

第 8 条 授業科目の合格者には、当該科目の修得を認め単位を授与する。

2 全科目を修得し単位を取得した者について卒業を認める。

3 各学年において全科目を修得できなかった者は、留年とする。ただし、1 学年においては、未修得科目が 2 科目または 3 単位以下の場合は仮進級とする。

4 仮進級の者は、2 学年において未修得科目を履修し、修得しなければならない。

5 留年した者は、未修得科目を履修し修得しなければならない。

(学業成績の記載)

第 9 条 学業成績の記載については、80 点以上を優、60 点以上 80 点未満を良、50 点以上 60 点未満を可、50 点未満および第 4 条第 4 項による受験資格を与えられない者については不可とする。

2 校長は、第 1 項の学業成績を学生へ通知する。

付 則

この規程は、平成 24 年度より適用する。